

徳島県告示第四百四十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和元年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設	
名 称	所 在 地
林内科	徳島市中昭和町二丁目九四番地
医療法人はやし会	開設者
介護療養型医療施設	サービスの種類
令和元年五月三十一日	辞退年月日